

《会員サポートローン》 商品説明書

1. 商品名	会員サポートローン
2. ご利用いただける方	次の条件をいずれも満たしている個人事業主および法人 ① 当組合の組合員の方、または組合員となれる方 ※組合員加入資格のある方は当組合に出資していただき組合員となることができます（組合員資格は当組合定款第1章第6条（組合員たる資格）をご覧くださいか、各営業店へお問い合わせください）。 ② 当組合に普通預金口座をお持ちの方、または新たに開設される方 ③ 個人事業主の方は、お申込み時の年齢が満24歳以上満70歳未満の方 ④ 地域歯科医師会の会員の方、または地域歯科医師会入会予定の方（法人の場合は代表者の方が会員であること、または入会予定の方） ⑤ 当組合所定の融資基準を満たしている方
3. お使いみち	自由です（投機資金を除く）。
4. ご利用形態	証書貸付
5. ご融資金額	300万円以内（1万円単位）
6. ご返済方法	毎月元金均等返済または元利均等返済 【元金均等返済】 ご返済額（元金と利息の合計額）のうち、元金部分が一定です（ご返済金額は毎月変動します）。 【元利均等返済】 毎年4月1日と10月1日を基準日とする金利の見直し時に新金利、残存期間、残存元金により再計算して新しいご返済金額に見直しをさせていただきます。 ※ご返済額の試算は各営業店へお問い合わせください。
7. ご融資期間	5年以内（1ヶ月単位）
8. 金利	金利一覧をご覧くださいか、当組合の各営業店へお問い合わせください。
9. 金利優遇	・社会保険、国民健康保険どちらかの診療報酬のお振込みを当組合にご指定いただける方は、金利を年利0.50%引き下げいたします。
10. 金利タイプ	【変動金利型】 ご融資期間中、長期プライムレートに連動した金利を基準金利として、毎年4月1日と10月1日に見直しをさせていただきます。見直し後の新金利はそれぞれ翌々月の約定返済日の翌日から適用します。その場合、長期プライムレートの変更幅と同じだけ引上げ、または引下げとなります。
11. 遅延損害金	年利14.50%（約定返済日の翌日から計算されます）
12. 連帯保証人	原則不要ですがお申込み内容等により連帯保証人を頂く場合がございます。
13. 担保	原則不要ですがお申込み内容等により不動産・預金等の担保や信用保証協会等の保証をお願いする場合がございます。
14. 保証料	信用保証協会をご利用の場合は、所定の保証料がかかります。
15. 手数料	・ご融資新規取扱手数料：5,000円（税込5,500円）
16. 条件変更にかかわる手数料	・条件変更手数料：5,000円（税込5,500円） ・一部、または一括繰上返済手数料：3,000円（税込3,300円）

15 会員サポートローン

17. 苦情処理措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室（総務課）にお申し出ください。 【お客様相談室（総務課）】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：045-641-2904 所 在 地：〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68-2 なお、苦情等対応手続については当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.shikashin.co.jp
18. 紛争解決措置	・紛争解決措置 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは当組合お客様相談室（総務課）またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 所 在 地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 なお、仲裁センター等は東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえでアクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 例えば、神奈川県弁護士会の紛争解決センターに事件を移管し、以後当該弁護士会の紛争解決センターで手続を進めることができます。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716） ※移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。
19. その他	・別途印紙代が必要となります。 ・お申込みに際しましては当組合所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・お使いみちにより実行後お支払いの確認ができる書類（領収書等）をいただきます。お借り換えの場合はお借入のご完済を確認できる書類のコピーをいただきます。 ・本説明書は、令和7年6月1日現在の概要を記載したものであり、当組合はこれらの事項を将来に渡って本説明書記載のとおり維持する義務を負うものではありません。